## 間 事項へ 伊達、福島、 の対応状 芽室 3

間は、 実施する。 問するかどうかを判断し、 改革の一環として各地にひろがる可能性がある。 を 伊達市、 まだ全国的なひろがりはないが、道内では、 とか、これに類する表現で答弁した事項について、 ている。 にならないよう結果のみを求める」とし、 手続きとしては、一 会で議員が一般質問した事項がその対象になる。 程にのせて一般質問の前に行い、 る。議員・議会活動の中心にある長などへの「質問 県佐井村議会をモデルとした知内町議会を先頭に、 その後の対応を追跡調査する議会が相次いでいる。 て」によれば、追跡質問は、 知内町議会作成の 「棚上げ状態」で放置しないため、今後は議会 が議員の一 答弁をふくめて「一〇分以内を目途」にし 福島町、 また、答弁者には「一般質問の形骸化 般質問などに対して「検討する」 芽室町などの議会が実施してい 般質問した議員本人が追跡質 「追跡質問の実施方法等につ それを議長に通告して 各定例会の議事日 過去三回の定例 質問時 青森

実施要領 後の対応方針や進捗状況などの検討結果の報 議員は、 達市議会も「一般質問答弁事項進捗状況調査 を 作成している。 「答弁指定事項 《進捗状況調書』で、 二〇一四年から導入

> 告を市 に公開される。 分し理由を付加) 調書」(対応済・ 六年 長に求めることができる。 (一定・二定分) 実施件数は、二〇一五年は一七件、 の内容は、 対応中・検討中・実施不可に区 は一六件であった。 HPをとおして市民 市長が回答した

とに議会側 施に向けた最終協議をおこない確定している。 における検討・了承をふまえて、 務局長)と行政側 めた。この要綱の制定にあたっては、議会案をも 弁事項進捗状況調査実施要綱」(次頁参照)を定 長)が協議・合意し、さらには行政の管理職会議 したうえで、二〇一四年一一月に「一般質問等答 福島町議会は、 (正副議長・議会運営委員長・議会事 知内町、 (三役・総務課長・学校教育課 伊達市の先行例を検討 全員協議会で実

いては、 方式で検討すべきものと考えます。 す見地から、 分の発言に責任を持ち、 ではなく、誠実・明快な答弁をすべき首長が、自 議員が個人で対応する 次のように述べている。 般質問等における追跡調査のあり方について」で この追跡調査の特徴は、議会が論点整理した「一 通常の 議会として対応する 般質問として対応すべきと考え 『追跡質問』・『追跡調査』 しっかり説明責任を果た 「当町議会の方向性は、 『追跡調査』の 議員個人につ

る。 て各会議で報告、 に調書を提出する。 それを質問した議員が確認したうえで議長が町長 ら議会として追跡すべきと思われる項目を抽出し、 各会議のあと、 的なすすめ方は、 議員のおこなった質問事項を整理し、 して対応する」追跡調査に力点がある。 要するに 「議員個人として」ではなく「議 議会運営委員会と議会事務局 町の広報紙にも全文が掲載され 通年議会制の福島町議会では、 町長の回答は議事日程にのせ そのなかか その具体 が、

いう。 会基本条例に組み込むことも視野に検討する」と これらをふくめて今後の追跡調査のあり方を、 ぎらず、常任委員会からの政策提言もあるので、 長に対する議会からの問題提起は、一般質問にか 住民に対する責任を果たすうえで有効である。 おいても、長と議会が適度な緊張関係を維持して を正す意味合いが濃かったが、 をふくめて極度に停滞していた前町長時代の行政 溝部幸基議長は、「本町 Ö 追 現町 跡 調 査は、 長下の平時に 不 祥 議 町 事

質問 会としての追跡調査」 議会全体の活動につなげていくため、 それに組み込むかたちで、 かっている 程表をつくって、議会の政策活動の見える化をは 政策意思を反映させるため、 じめている。 議会としての追跡調査は芽室町議会も試行をは !などを議員個人の活動に終わらせることなく (いわゆる「政策形成サイクル」) 同議会は、 を試行的にすすめている。 総合計画や予算に議会の 議員のおこなった一 議会の年間計画や工 「常任委員 が、 般

ち込まれはじめた。これも議会改革一○年の到達 それを許してきたのは議会と行政のなれ合いなの ないことを意味する逃げ口上といわれて久しい。 「検討する」などという答弁用 そこにようやく 「追跡調査」 語は、 という楔が打 なにもし

<かんばら まさる・北海道大学名誉教授>

# 福島町議会 般質問等答弁事項進捗状況調査

平成28年4月22日議会要綱第2号 平成27年6月1 日議会要綱第1号 平成26年11月25日 議会要綱第1号

2

改正

**第1条** この要綱は、 明責任を果たすことを目的とする。 の対応を調査して公表することにより、 という)における議員の一般質問及び町長提出議案 別委員会及び決算審査特別委員会 (以下「本会議等 (以下「議案」という。) に対する町長、 ( 以 下 「町長等」という。)の答弁及びその後 福島町議会本会議、 町民への説 副町長、 予算審査特 教

### (実施主体

第2条 この調査は、福島町議会 (対象とする答弁調査事項 う。)が福島町及び福島町教育委員会を対象に行う。 (質疑・意見交換) 本会議等において、 指定した答弁調査指定事項 に対し、 議員の一般質問及び議案 (以 下 町長等が行つた答 「議会」とい

弁内容を精査し、

( 以 下

(町民への報告時期等)

第6条

町長等は、

「指定事項」という。)を調査の対象とする。

2 等の答弁とする。 します」「研究します」、 組みます」、 前項の指定事項は、 「努力します」、 「検討します」、「見直します」、 「努めます」、「参考にします」 町長等が「実施します」、 「調査します」、 「協議しま 「勉強 取

## (調査対象の申出)

第4条 会議録 とができる 調査調書 委員会は、 した議員に当該調書の確認を経て議長に提出するこ 前条に規定する答弁があつたとき、 (音源)を確認のうえ整理し、 (以下「調書」という。)」に当該本会議の その内容を様式「答弁指定事項進捗状況 質問 議会運営 (審議)

等へ送付するものとする 議長は、 前項の規定により提出された調書を町長

## (報告の義務及び方法)

第5条 町長等は、前条第2項の規定により議長から る対応方針等を初めて報告した時から2年を目途に 告するものとするが、 事項の結論がでるまで、 方針又は進捗状況(以下 調書が送付されたときは、 を当該調書により議会に報告するものとする。 町長等は、 調書により対応方針等を当該答弁指定 当該答弁調査指定事項にかか 定例に再開する本会議に報 「対応方針等」という。 答弁調査指定事項の対応

2

次に行うものとする。 告について」として載せ、 整理するものとする。 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報 第2項に規定する議会報告の方法は、 町長等の行う行政報告 議事日程に

3

# 前条第2項の規定に基づく議会報

載し、 告 の内容を、 町民に対して公表するものとする。 町広報、 ホームページ等に速やかに掲

#### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項 議長と町長が協議のうえ定める。 は

会3月会議から適用する。

この要綱は、

公布の日から施行

平成26度定

この要綱は、 附 則 (平成27年6月1日議会要綱第1号) 公布の日から施行する

附 則 (平成28年4月22日議会要綱第2号)

この要綱は、 公布の日から施行する。

#### 様式第1号(第4条第1項、第5条第1項関係) 整理No 答弁指定事項進捗状況調書 本会議名等 議員名 確認年月日 年 月 開催日 議案名等 質問要旨 答弁要旨 (答弁者: 対応済み 対応·進捗状況 月 日) 対応中 実施不可 現在 月 日 取り組み状況 調査を終了する本会議 年度 月定例会議 その他参考事項

13